

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施設名	栗島海洋記念公園	所在地	三豊市詫間町栗島1541番地
設置目的	旧栗島海員学校の歴史を後世に伝承するとともに、県民にレクリエーションその他の活動の場を提供する。		
規模	記念館208㎡、資料館280㎡、研修棟471㎡、 武道場151㎡、便所26㎡	設置年月日	平成3年4月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	三豊市	指定期間	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②施設の利用許可に関すること ③利用料金の収受に関すること ④その他施設の管理運営に必要な事項	県からの委託料	令和3年度 4,524千円 令和4年度 4,310千円 令和5年度 4,310千円 令和6年度 3,196千円 令和7年度 3,081千円
導入効果	①管理・運営経費の節減 経費の節減が図られているが、令和6年度、7年度は記念館の耐震改修工事開始に伴う管理範囲の減少によるものである。 ②施設管理、法令等の遵守 法令等を遵守し、仕様書等に定める適正な管理が行われている。 ③サービス水準の維持・向上 苦情もなく、全館立入禁止、閉館までは隣接施設と連携した旅行商品を企画する等、サービス水準の向上が図られていた。しかしながら、現在は、屋外トイレや敷地内の清掃、植栽などの業務に限定されており、その効果は限定的なものと考えられる。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	直営（委託）
理由	本施設については、建物倒壊のおそれがあると判明したため、令和3年12月に本施設の大部分を占める記念館などの全館を立入禁止、閉館し、その後、記念館の耐震改修工事が開始された。 このため、有料貸出施設である大研修室や小研修室、武道場の利用見込みもなく、屋外トイレや敷地の清掃、植栽などの業務に限定されることから、指定管理者制度継続による住民サービスの向上や経費の節減といった効果を期待することは極めて困難な状況である。 一方で、本施設に職員を配置し、施設の維持管理を行うことは困難であるため、引き続き必要となる屋外トイレや敷地の清掃、植栽などの業務については、離島という施設の立地特性を踏まえた効果的・効率的な維持管理を行うことができるよう委託契約により実施することが適当であると考えられる。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	
非公募の場合、その理由	